

## 条例の制定

原案可決（賛成全員）

**不服申し立てを審査する第三者機関が設置されます**

行政不服審査法の全部改正により、不服申し立ての審理方法が変わります。町の処分に対する審査請求の審理については町の審理員が行いますが、その裁決について有識者からなる第三者機関（行政不服審査会）が設置され点検することになります。

**退職した職員の再就職先の届出が義務づけられます**

地方公務員法の改正により、退職した職員が営利企業等に再就職した場合、退職前の一定期間に就いていた職務に対する現役職員への働きかけが退職後2年間禁止され、再就職先の届け出が義務づけられました。

## 条例の改正

原案可決（賛成全員）

**職員の人事評価、退職評価等の状況が公表されます**

職員の任用、給与、服務や勤務

条件などの状況については、これまでも年1回公表していましたが、公表する事項に「人事評価の状況」「休業に関する状況」「退職管理の状況」が新たに追加されます。

**職員の降給の種類と事由を定めます**

地方公務員法の改正に伴い、職員の降給に関する定義とその事由を定めます。降給には、下位の職務の級に変更する「降格」と同じ級の下の号級に変更する「降号」があります。

**玉村町長、副町長、教育長、議員、職員の給与が改定されます**

平成27年度群馬県人事委員会勧告により、職員の勤勉手当が0.1カ月引き上げられるのに伴い、町長・副町長・教育長・議員の期末手当を0.1カ月引き上げます。また、職員については、民間との格差を解消するため平成27年度の給料月額を平均0.3%引き上げますが、国の給与制度の総合的見直しに準じて平成28年度から給料月額を平均2%引き下げます。

**後期高齢者医療保険料の12月の納期が変わります**

後期高齢者医療保険料の収納業務が税の収納業務と一本化されることに伴い、普通徴収に係る12月の納期が「12月31日まで」から「12月25日まで」に変更になります。

**勤労者住宅資金融資と勤労者生活資金融資を廃止します**

民間金融機関等による独自融資の充実や低金利により、これらの融資制度の利用者がここ数年いない状況であるため、勤労者住宅資金融資と勤労者生活資金融資は廃止されます。

## 人事案件

**人権擁護委員候補者の推薦に同意**

川井 恵美子さん（福島・49歳）

再任

平成28年6月30日で任期満了になりますが、町長から意見を求められ、人権擁護委員候補者の推薦に同意しました。

### 〈賛否が分かれた議案の内訳〉 賛成：○ 反対：×

議案名	結果	月田均	渡辺俊彦	石内國雄	笠原則孝	斉藤嘉和	備前島久仁子	川端宏和	島田榮一	町田宗宏	三友美恵子	柳沢浩一	浅見武志	石川真男	宇津木治宣	筑井あけみ	高橋茂樹
専決処分を報告し承認を求めることについて	不承認	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	議長

（議長は賛否が同数の時に表決に加わります）（審議した議案等の一覧と審議結果はホームページに掲載しています）